

平成23年度福祉・介護人材の処遇改善事業助成金の申請について

平成23年1月
障害者支援課

平成23年度分（平成23年2月～平成24年1月サービス提供分）の福祉・介護人材の処遇改善事業助成金の申請について、下記のとおり受付を行いますので、関係書類を作成の上、提出してください。

記

1 提出の方法

- ・平成22年度に本助成金の承認を受けた事業者 受付窓口へ郵送
- ・平成22年度に本助成金の承認を受けていない事業者 受付窓口へ持参

2 提出先（受付窓口）

- ・京都市内の事業者 京都府庁（障害者支援課）
- ・京都市以外の市町村の事業者 事業所所在地を所管する京都府保健所

※ 詳細は、別添『「福祉・介護人材の処遇改善事業助成金」受付窓口について』を御覧ください。

3 申請期限

(1) 平成23年2月サービス提供分から適用の場合

平成23年1月31日（月）（郵送の場合は必着）

上記期限後も受け付けますが、初回の助成金の支払いが23年4月より遅れる場合があります。また、23年2月末日までに申請がない場合、23年2月分は対象となりませんので御注意願います。

(2) (1)以外の場合

随時受付を行います。サービス提供月当月の5日（閉庁日の場合は、翌開庁日）を過ぎますと、初回の助成金の支払がサービス提供月の翌々月より遅れることがあります。

また、助成金の対象とするサービス提供月の末日までに申請をされないと、当該月分は交付対象となりません。

4 提出書類等

(1) 提出書類

- ① 承認申請書（別紙様式3又は4）
- ② 処遇改善計画書（別紙様式2、添付書類を含む）
- ③ 「平成22年度福祉・介護人材の処遇改善事業助成金の承認通知書」の写し
- ④ その他必要書類（就業規則、給与規程、労働保険関係書類）
- ⑤ キャリアパス要件等届出書（別紙様式6、添付書類含む）

※

※提出書類③～⑤について

③は、平成22年度に助成金の承認を受けた事業者のみ添付してください。

④、⑤は、平成22年度に提出した内容に変更がない場合、添付を省略できます。

※④の「変更」とは、就業規則、給与規程及び労働保険の加入状況の変更等のこと

⑤の「変更」とは、交付率の変動またはキャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ間の変更のこと

⑤について、平成22年度に提出しておらず、今回の申請時に届出がない場合は、助成金の額が20%減額されます。

※ 受理印・写しの返送を希望する場合は、写し1部と返信用封筒を同封してください。

- (2) 提出部数
- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 府庁に提出の場合 | 1部 |
| 保健所に提出の場合 | 2部（正副）。ただし、④及び⑤については1部で差し支えありません。 |

5 留意事項

(1) 本助成金については、

- ① 福祉・介護職員の賃金改善に要する費用以外の費用に充ててはならないこと。
- ② 虚偽又は不正の手段により本交付金を受給した場合には支給の停止又は返還を命じること。

とされておりますので、適正な執行をお願いいたします。

- (2) 平成22年度助成金の実績報告については、平成23年5月末日までに提出していただくこととなります。詳細については、おってお知らせします。

- (3) 国民健康保険団体連合会を通じて処遇改善助成金が支払われない事業所については、補助金として交付することから、別途申請していただくこととなります。詳細については、おってお知らせします。